

事務局第 2018-56 号
(初版) 2018 年 10 月 22 日

学校法人広島信望愛学園
(担当) 常務理事 服部 大介

2018 年 9 月以降に発生した災害の内、災害救助法が適用された地域の被災園児等の入園料等園児納付金の免除について (お知らせ)

1. 趣旨

2018 年 9 月以降に発生した災害の内、地方自治体が災害救助法適用した災害 (以下、「災害救助法適用災害」という。) で被災したことにより、広島県内に避難し当学園設置の幼稚園に入園 (転入園等) することとなった園児の就園確保を図るため、入園料等園児納付金の減免措置を行います。

2. 減免措置の内容

区 分	内 容
対 象 者	災害救助法適用災害で被災し広島県へ避難したことにより，当学園設置の幼稚園に入園（転入園等）することとなった園児
災害地域	災害救助法が適用された地域
対象科目	入園料や保育料等園児納付金及びその他諸経費
対象期間	災害救助法が適用された日～災害救助法が適用された日が属する年度末（災害規模等により延長することがある）
減免内容	<ul style="list-style-type: none"> ①入園料の全額免除 ②保育料，教育充実費，冷暖房料等園児納付金の全額免除相当（県授業料等軽減補助金，市町就園奨励費補助金を含める） ③補助活動に係る諸経費
必要書類	<p>対象保護者に提出していただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入園申込に係る幼稚園指定の書類（転入園の場合のみ） ②豪雨災害（及びその関連災害）に被災した証明書類 <ul style="list-style-type: none"> a) 罹災証明書 b) 災害により事業を廃止（休止）した者・・・県税事務所等へ届け出た廃業届（休業届）等

3. 事務手続き

詳しい事務手続きは、各幼稚園にお問い合わせ下さい。

聖母幼稚園（広島市中区）	082(221)3207
広島マリア幼稚園（広島市南区）	082(253)0337
広島暁の星幼稚園（広島市西区）	082(231)4582
尾道清心幼稚園（尾道市）	0848(23)5395
聖園幼稚園（福山市）	084(923)0475
三次清心幼稚園（三次市）	0824(62)3505

（事務局事務所）〒730-0016

広島市中区幟町 4-42 愛宮ラサール記念館 3F
学校法人広島信望愛学園 事務局

TEL 082(502)7350

FAX 082(502)7351

URL <https://www.hiroshima-shinbouai.ed.jp>

e-mail jimukyoku@hiroshima-shinbouai.ed.jp